

幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会

趣意書

幸田町は三ヶ根駅エリアの深溝海谷地区において、幸田町スーパーシティ構想に取り組んでいる。これは、当該地区の高齢化に伴う耕作放棄地への対応や、蒲郡市等の沿岸部に最も隣接した地区としての事前避難住宅等のニーズをマッチングさせた防災・減災・免災のまちづくりを描くスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定を目指すものである。

特に、オールハザードアプローチに重要なライフラインであるエネルギーや情報通信、物流・人流が発災時も途絶えないレジリエントと、平常時にも防災産業として日常化するデュアルモード(平常時・発災時)の防災スーパーシティを構築することを目指している。

これを実現化するためには、大胆かつ広範な規制制度改革と先進的データ連携とそのデータ基盤整備が求められるものであり、『THE WELL CITY 幸田』として地方創生の新スタンダードを実現する『ビッグテラス』防災・減災・免災スーパーシティとして目的を掲げ、産官学金連携により進めていこうとしている。

このスーパーシティの実現のためのツールとして、今般の新型コロナウイルス感染症対策としてのデジタルシフトは、これからの社会資本整備を助ける上で大変注目され、スーパーシティには欠かせないものとなっている。

そこで、国の骨太方針(令和3年6月18日閣議決定)においても、スマートシティを基軸にした多核連携の加速として取り上げられている。

このような状況であるため、幸田町においてもスマートシティへの取組を基軸とするためのコンソーシアムを推進していくこととするものである。

なお、幸田町では、2017年12月に全国初となる自動運転レベル4の一般公道における実証実験を名古屋大学及び愛知県の協力により行っており、モビリティ分野における技術的な研究フィールドとして取り組んできたものの、住民の足としてのモビリティ実装までに至っていない状況にある。

そのため、ICTの活用による交通の利便性の向上を中心に、効率的・低炭素型交通システム構築等、地域のスマート化の推進を、社会面、環境面、経済面の3つの側面において、持続可能な社会を構築する上で重要なコンセプトであるとしている。

以上のことから、幸田町のスマートシティを推進する母体として、幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会を設立する。

このコンソーシアムにより、スマートシティに関する豊富な知見を有する有識者・企業が集まり、幸田町および金融機関と連携し産学金官での連携・協働の上、スマートシティ構築に向けた活動を図っていくこととする。

令和3年8月16日

幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会

幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会規約(案)

(名称)

第1条 本協議会を、「幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、スマートシティに関する情報収集、スマートシティの具体化に向けた事業モデルの調査・検討を通じて、モビリティを中心とする都市交通施策の推進と魅力度アップによる地域振興を目指した幸田町スマートシティを実現し、延いては、防災・減災・免災のまちづくりを基軸とする幸田町スーパーシティ構想の一助となることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本協議会の目的を達成するために、会員及び事務局は必要に応じてワーキンググループを設立することができる。ワーキンググループにおいては、協議会の運営に関する方針や決議事項を整合することを前提に、当該ワーキンググループの運営に関する方針や決議事項を独自に定めることができるものとする。

(会員)

第4条 協議会は、目的に賛同する法人・個人で構成するものとする。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を第9条で定める事務局(以下、事務局という。)に提出の上、事務局が承諾したことをもって、入会とする。

(退会)

第6条 退会しようとする会員は、事務局に退会届を提出する。事務局がこれを受領したことをもって退会とする。

(会員の義務)

第7条 会員は、本規約を遵守し、本協議会の目的遂行のために協力する。

2 前項の規定にもかかわらず、会員は、本協議会への参加より本協議会の活動に伴い組成されるワーキンググループ、事業体等への参加・出資が義務付けられるものではない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 本協議会の運営及び活動内容に関する事務処理を行うため、事務局を幸田町企画部内に設置する。

2 事務局は、協議会の運営にあたって、以下の活動を担当する。

- (1) 本規約に定める事務手続き
- (2) 会員の入退会の管理

- (3) 本協議会の目的達成に必要な各種資料の作成
- (4) 本協議会の運営に必要な調査研究
- (5) 本協議会の開催設定、協議会全体の検討内容や議事内容に関する案の提示、案の作成のための事前活動
- (6) 会員への情報提供、会員相互間の情報提供
- (7) 参加者の変更に関する管理

3 事務局は、前号の事務局業務の一部を、第三者に委託することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、会員、事務局、オブザーバ及びアドバイザーが参加可能とする。

(オブザーバ)

第11条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバを置くことができる。

(アドバイザー)

第12条 協議会は、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(活動年度)

第13条 本協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(規約の改定)

第14条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することができるものとする。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、令和3年 8月 日から施行する。

令和 3年 8月 日

幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会 事務局 殿

幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会入会申込書

貴協議会の目的及び活動に賛同し、入会を申し込みます。

法人・団体名 (個人でお申込みの場合は不要)	
部署・役職	
ふりなが	
氏名 (代表者または担当者)	
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	
スマートシティに 関連した取組み	
その他	

幸田町スマートシティモデル事業実行計画（概要）

1) 基本事項

事業の名称；幸田町スマートシティモデル事業

事業主体の名称；幸田町スマートシティコンソーシアム推進協議会（仮称）

事業主体の構成員；未定（モビリティ分野を中心とする）

実行計画の対象期間；2021 年度～2025 年度

2) 対象区域

所在地；幸田町大字深溝字海谷地内及び幸田町全域

幸田町の特長；2021 年 7 月 1 日現在人口：42,691 人世帯数：16,716 世帯

深溝海谷地区の特長；幸田町の南端で東三河である蒲郡市に隣接、人口減少や高齢化が高い。

深溝海谷地区の面積；グリーンフィールド 40ha、ブラウンフィールド 30ha

深溝海谷地区の人口；370 人、121 世帯（内独居 21 人）計画人口 1,250 人、500 戸～

土地利用現況；高齢化に伴い後継者不足から耕作放棄地となり農村集落内も衰退傾向にある。

3) 区域の目標

『THE WELL CITY 幸田』 『まち丸ごとバリアフリー』；

4) 区域の課題

高齢化した農村集落での再活性化と、大規模災害や複合災害への備え、周辺自治体からの避難エリア整備、あらゆる災害に対応できるバックヤードが求められる。

5) KPI の設定

① “まちアプリ” の利用による地域内連携力の強化

② 幸田町で実践するスモールコミュニティでの共助支援

③ 住民の健康増進・維持のサポート ※非常時は避難者を含む

④ 社会インフラや交通情報のデジタルツイン利用による”まち機能”の強靱化

6) 先進的技術の導入に向けた取組内容

自動運転（レベル 3～4）を実装するためのモビリティブレンド（オンディマンドバス、まちアプリによる MaaS 提供、ゆっくり自動走行を踏まえた新たなモビリティ、自動運転広域拡大等）を防災・減災とともに展開する。

7) スマートシティ実装に向けたロードマップ

2017 年日本初レベル 4 公道実験をもとに、2021 年自動運転（レベル 3）による実証実験を再開し、ドーン、小型モビリティ、エネルギー物流、空飛ぶクルマ、コンセプトカーを防災・減災とともに 2025 年実装する。

8) 構成員の役割分担

幸田町による事業計画の立案及び産官学金連携により協議会への参加を基にノウハウ提供からシステム設計、データ提供等を各者役割分担する。

9) 持続可能な取組とするための方針

防災面での EV モビリティ活用の普及に向けた自治体・企業間での相互支援をエネルギーマネジメントで平常時と災害時のデュアルモードで展開することで防災産業・ビジネスとしてマネタイズを構築する。都市再生と連動したスマートシティの投資回収モデルに基づき持続可能としていく。

10) データ利活用の方針

先端的サービスの複数分野でのデータ連携とそのためのデータ連携基盤を整備し、災害時の自助・共助・公助のシステムを可視化する。情報銀行による住民の不安解消を図り、見守り情

報とする。

11) 横展開に向けた方針

モビリティサービスを基軸に、全町3Dダイナミックマッピングを活用したまちまるごとバリアフリーとモビリティフレンドとエネルギーマネジメントと併せた防災・減災をオールハザードアプローチで展開する。